

インフルエンサー招聘観光情報発信業務委託仕様書

1 業務名

インフルエンサー招聘観光情報発信業務委託

2 業務の目的

本業務は、影響力の高いインフルエンサーを招聘し、X、Instagram、TikTok、YouTube 等のSNS（以下「SNS」と総称する。）を利用して観光情報等を収集するユーザーに対し、盛岡市の冬季観光の魅力発信を行うことで、来訪動機及び宿泊需要を創出し、誘客拡大を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

盛岡市内

5 業務の内容

以下の業務を実施すること。なお、業務の実施に当たっては、もりおか観光プロモーション実行委員会事務局（盛岡市交流推進部観光課）（以下「発注者」という。）と協議のうえ進めること。

(1) インフルエンサーの選定

SNSにおいて影響力の高いインフルエンサーを選定すること。

ア 選定条件

(ア) 人数は次のa及びbを満たすように3者以上を選定すること。

a インバウンド需要、重点ターゲット国向け

台湾、タイ、韓国の各国市場向けに情報発信を行うインフルエンサーを2者または3者以上。

※2者の場合、タイ、韓国を対象国とし、それぞれ1者を選定する。

※3者以上の場合、台湾、タイ、韓国を対象国とし、それぞれ1者以上を選定する。

b 国内観光需要向け

日本国内市場向けに情報発信を行うインフルエンサーを1者以上。

(イ) SNSで写真及び動画の投稿をしていること。

(ロ) 本業務契約時点で、YouTubeを除くいずれかのSNSのフォロワー数が1万人以上であること。YouTubeにおいてはチャンネル登録者数が1万人以上であること。

(ハ) 本業務契約時点までにSNSを1年以上継続して運営していること。

(ニ) 冬季観光の魅力発信を目的としていることから、令和8年12月末から令和9年2月上旬までの間に、盛岡市への宿泊を伴う来訪が可能であること。なお、標準的な行程は2泊3日程度を想定する。

(ホ) 本業務においてインフルエンサーが作成した投稿等の著作物について、協議や取り決めを交わしたうえで、市及びもりおか観光プロモーション実行委員会が、観光プロモーション目的で利用することに同意可能であること。

- (キ) 本業務の趣旨を理解し、適切な発信が期待できること。
- (ク) 公序良俗に反する発信履歴がないこと。
- (ケ) 本業務の目的に照らして利害関係がないこと。

イ 補足事項

- (ア) インバウンド需要、重点ターゲット国向けに情報発信を行うインフルエンサーの居住地については問わない。
- (イ) インフルエンサーの選定については、本事業において効果的と考えられるターゲット層を発注者に対して説明したうえで、選定理由や影響力を示す指標（フォロワー数、リーチ数等）を提示し、同意を得ること。

(2) インフルエンサーの招聘・旅行等の各種手配

インフルエンサーを招聘し、旅行等の各種手配を行い、事業を実施する。

ア 旅程の作成

- (ア) 目的である「冬季観光の魅力発信」に沿った旅程とすること。
- (イ) 宿泊施設や観光施設にとどまるだけでなく、「再現性の高い旅行体験」として構成すること。
(例：街歩きしながら、特色のある飲食店をまわる等)
- (ウ) 旅程の作成については、発注者に詳細を提示し、同意を得ること。

イ インフルエンサーとの調整

- (ア) 選定したインフルエンサーには、本業務の目的、旅程、スケジュール、情報発信及び注意事項について事前説明、資料提供及び確認対応を行い、必要に応じた調整を行うこと。
- (イ) インフルエンサーにマネージャー及び通訳などの同行者の有無を確認し、調整を行うこと。
ただし、同行者については、業務遂行上必要な最小限の人数とする。

ウ 手配内容

- (ア) インフルエンサー及び同行者の来訪に係る旅行手配をすること。
なお、入場料・使用料などの施設利用費、移動費、食費及び宿泊費も含まれるものとする。海外から招聘するインフルエンサーに対しては、居住国からの渡航、日本国内での移動及び帰国までを含めた旅行手配を行うこと。
- (イ) インフルエンサー及び同行者には、旅行傷害保険その他これに準ずる保険を手配し、かかる経費を計上すること。
- (ウ) 飲食店や施設へのアポイントメントなどの調整業務は、原則として受注者にて行うこと。
- (エ) 各種手配に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセル料等が発生しないようにすること。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により発生したキャンセル料は受注者の負担とする。

エ 事業の実施

- (ア) 受注者は、旅程管理を行うことのできる者を1名以上同行させること。また、観光や体験に関する説明ができる体制を確保すること。
- (イ) 旅程の内容の変更等が生じる不測の事態については、すぐに発注者と協議を行い、柔軟に対応すること。

(3) インフルエンサーによる情報発信

情報発信に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 投稿内容

- (ア) 投稿に当たっては、インフルエンサーが作成し、本人が保有する SNS アカウントに投稿すること。
- (イ) 投稿に当たっては、施設や店舗の紹介にとどまらず、本業務の目的達成に向け、情報の拡散や観光消費の促進につながる独自の提案及び工夫を盛り込んだ内容とすること。
- (ウ) 投稿に当たっては、関係法令を遵守し、広告・PR 表記が必要な場合は適切に表示すること。

イ 投稿数

各インフルエンサーのいずれかの SNS において、旅程に合わせて、次の投稿回数以上の情報発信を行うこと。下記以外の SNS については、別途、発注者から提示する。

- (ア) X…通常ポスト 3 回以上
- (イ) Instagram…フィード投稿及びリール投稿 3 本以上
- (ウ) TikTok…通常動画投稿 3 本以上
- (エ) YouTube…通常動画 1 本以上

ウ 投稿期間

旅行終了後 14 日以内に全ての投稿を完了すること。

※冬季観光の魅力発信を目的としていることから、令和 9 年 2 月 28 日までに全投稿を完了すること。

(4) 効果検証

ア 提案時に想定リーチ数等の目標値を提示すること。

イ 投稿した各コンテンツのインサイトデータを収集のうえ、事業報告書に記載すること。

ウ 結果を分析し、今後の観光プロモーションに資する提案を事業報告書に記載すること。

(注) インサイトデータの種類

- ①再生回数
- ②表示回数
- ③リーチ数
- ④いいね数
- ⑤コメント数と内容
- ⑥保存数
- ⑦クリック数
- ⑧インフルエンサー別推移（取得可能な範囲）
- ⑨日別、地域別、性別、年齢別推移（取得可能な範囲）

6 事業報告書の作成及び納品

本業務の完了後、速やかに実施した業務の内容を記載した報告書（任意様式）を作成し、発注者に提出するものとする。

(1) 提出物

紙媒体 1 部及び電子ファイル 1 式を提出すること。

(2) 提出場所

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸 12-2 もりおか観光プロモーション実行委員会事務局（盛岡市交流推進部観光課）

(3) 提出期限

令和9年3月31日まで

7 再委託等の制限

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を、一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を発注者に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

8 著作権の取り扱い

- (1) 本業務においてインフルエンサーが作成した投稿等の著作物について、協議や取り決めに交わしたうえで、市及びもりおか観光プロモーション実行委員会が、観光プロモーション目的で利用できるものとする。
- (2) インフルエンサーの投稿や受注者が制作した成果物及び資料の作成過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理については、受注者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。
- (3) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

9 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解のうえで実施すること。また、受注者の責任を持って指示及び管理・運営を行うこと。
- (2) 受注者は委託業務中において、万が一のアクシデントに適切に対応できるよう、万全の緊急体制をもって実施すること。併せて、発注者が必要に応じて連絡をとれる体制を維持すること。
- (3) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (5) 受注者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の例により個人情報を取り扱うものとする。
- (6) 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報の紛失等が生じないよう、運搬及び受け渡しの方法について確実な措置を講じること。
- (7) 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (8) 本業務の実施に伴い他に損害を与えた場合には、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (9) この仕様書は作業の概要を示すものであり、本書に示していない事項についても発注者が業務上必要と認めた場合は、協議の上その指示により実施するものとする。
- (10) 本業務に当たって疑義の生じた事項については、その都度、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。